

「駅業務委託」受託候補者特定結果

「駅業務委託」について、公募型プロポーザル方式で受託者選定を実施した結果、次のとおり受託者を決定しました。

1 件名

- (1) 高速鉄道1・3号線駅業務委託（下飯田駅ほか）
- (2) 高速鉄道3号線駅業務委託（高島町駅ほか）
- (3) 高速鉄道4号線駅業務委託（中山駅ほか）

2 委託内容

駅における乗車券発売・改集札・案内業務をはじめ、駅務機器及び施設管理、収入金管理、遺失物対応、異常時対応などの駅運營業務

3 契約の相手方

- (1) 高速鉄道1・3号線駅業務委託（下飯田駅ほか）
横浜市中区長者町5丁目85番地 三共横浜ビル5階
株式会社京王設備サービス 横浜営業所
営業所長 杉本 晃一
- (2) 高速鉄道3号線駅業務委託（高島町駅ほか）
横浜市中区長者町五丁目85番地
一般財団法人横浜市交通局協力会
代表理事 岡田 展生
- (3) 高速鉄道4号線駅業務委託（中山駅ほか）
横浜市中区長者町五丁目85番地
一般財団法人横浜市交通局協力会
代表理事 岡田 展生

4 契約予定日

令和9年4月1日

5 評価結果

- (1) 高速鉄道1・3号線駅業務委託（下飯田駅ほか）

業者名	得点
株式会社京王設備サービス	454

- (2) 高速鉄道3号線駅業務委託（高島町駅ほか）

業者名	得点
一般財団法人 横浜市交通局協力会	402

- (3) 高速鉄道4号線駅業務委託（中山駅ほか）

業者名	得点
一般財団法人 横浜市交通局協力会	402

評価委員会の開催経過、提案書評価基準については、別紙のとおりです。

提案書評価基準

1 基本的評価事項

評価項目（配点）	評価事項	配点	評価基準		
			A	B	C
同種業務の実績 (35)	駅業務の受託にあたり、同種業務の実績があるか。	10	同種業務の実績が5年以上ある	同種業務の実績が1年以上～5年未満	同種業務の実績が1年未満
	業務内容を十分に把握し、実現可能な提案内容となっているか。	15	業務内容を十分に把握し、かつ発注者にとって有益な提案内容となっている	業務内容を把握し、実現可能な提案内容となっている	業務内容の把握が不十分で、提案内容の実現性が低い
	営業所等の執行体制を系統立てて明確にしているか。	10	十分な執行体制が確立されている	執行体制が確立されている	執行体制の確立が不十分
基本方針（20）	横浜市交通局の経営理念を理解したうえで、市営地下鉄の駅業務の受託にあたっての積極的な基本方針を示しているか。	10	経営理念等を十分に理解し、職員が自ら率先して業務を実施できる	経営理念を理解し、業務を実施できる	経営理念の理解が不十分であり、業務実施の信頼性が低い
	駅業務の内容を理解し、円滑に遂行するために必要な資質（経歴等）を持った人材の獲得に向け、具体的にどのような募集方法をとっているか。	10	人材確保の募集方法が明確であり、駅業務に対する独自の教育方針がある	人材確保の募集方法が明確である	募集方法に具体性がない
実施方法の提案 (15)	お客様サービスを低下させず、効率化につながる独自の提案がなされているか。また、安全性とサービス向上が図れる独自の提案がなされているか。	10	効率化やサービス向上につながる有益な提案がなされており、局への貢献が見込める	効率化やサービス向上につながる提案がなされている	効率化やサービス向上につながる提案が少ない
	混雑時やお客様のニーズに合わせた案内・整理を行うための教育訓練計画があるか。障がい者や交通弱者の案内に対する教育訓練計画があるか。	5	推奨すべき十分な教育訓練計画があり、万全な対応が見込める	教育訓練計画がある	教育訓練計画が不十分
職員管理体制 (30)	常に職員の健康状態を把握し、安定的かつ効果的に、受託駅に配置できる体制になっているか。	10	管理体制が十分であり、不安要素がない	管理体制が十分である	管理体制について信頼性が低い
	職員に事故があった場合など、緊急時の措置・方法が確立されているか。	10	緊急時の応援体制が十分に確立されており、万全な対応が見込める	緊急時の応援体制が確立されている	緊急時の応援体制について信頼性が低い
	駅業務が確実かつ安定して遂行できるよう、職員の勤怠及び執務態度に対するチェック体制が整備されているか。	10	チェック体制が十分に整備されており、併せて独自の方針がある	チェック体制が整備されている	チェック体制の整備が不十分

2 評価方法

- 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行うことを基準とする。
- 評価方法は、各項目を10点満点とし、評価基準はA＝10点、B＝6点、C＝0点とする。
なお、表において配点が15点の項目については、
評価がAの場合は $10 \times 3 / 2 = 15$ 点、
評価がBの場合は $6 \times 3 / 2 = 9$ 点とし、
配点が5点の項目については、
評価がAの場合は $10 \times 1 / 2 = 5$ 点、
評価がBの場合は $6 \times 1 / 2 = 3$ 点とする。
- C評価のあるものは原則として特定しない。
- 評価委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とする。

3 順位の決定について

- 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案が複数あるときは、
「同種業務の実績」の合計点数が最も高い提案を第一順位とする。
「同種業務の実績」の合計点数が同点の場合は、「職員管理体制」の合計点数が最も高い提案を第一順位とする。
「職員管理体制」の合計点数が同点の場合は、「基本方針」の合計点数が最も高い提案を第一順位とする。
「基本方針」の合計点数が同点の場合は、評価委員会委員長の判断により特定する。